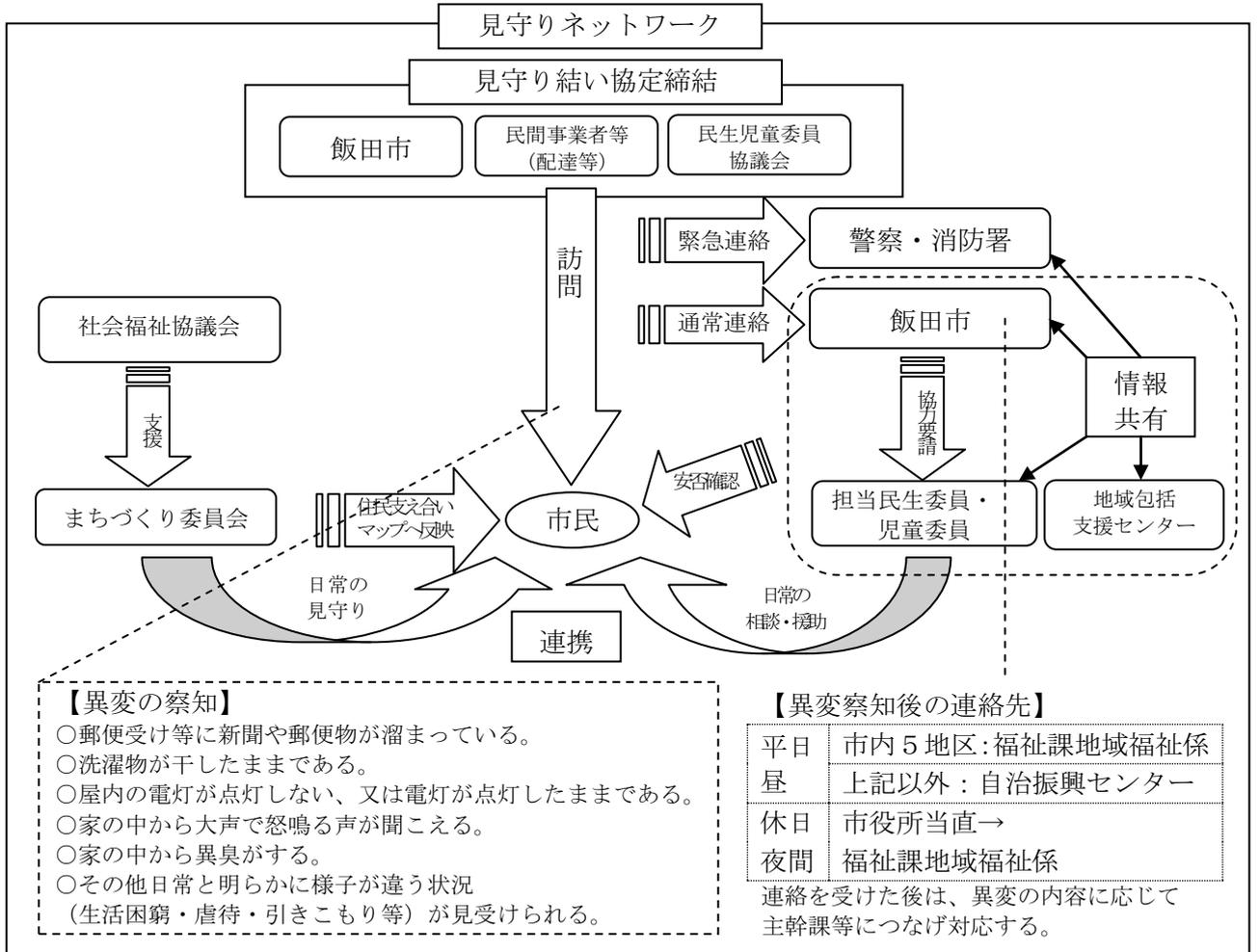


飯田市見守りネットワーク（地域見守り活動）に関する実施要領

（目的）

第1条 飯田市見守りネットワーク（地域見守り活動、以下「本活動」という。）は、日常業務において高齢者宅などの訪問、地域巡回の機会が多い民間事業者等と関係機関が協力・連携し、孤立死等を未然に防ぐなど、高齢者等の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりを推進することを目的とする。



（用語の意義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 見守りネットワーク（地域見守り活動）
市民の孤立死等を防ぐための次条から第8条までに規定する活動をいう。
- 民間事業者等
本活動の趣旨に賛同し、日常の業務の範囲内において地域見守り活動への協力を行う民間事業者及び団体（公共的団体を含む。）をいう。

（本活動の内容）

第3条 民間事業者等は、第1条の目的を達成するため、住民の異変に関する情報を飯田市の対応窓口へ連絡し、当該住民に対する速やかな安否確認及び必要な支援につなげるよう努めるものとする。

- 飯田市の平日昼間の対応窓口は自治振興センター及び福祉課、休日夜間の対応窓口は市役所当直経由で福祉課とする。また、各窓口で受けた情報は、内容によって、福祉課、子育て支援課、長寿支援課等、主管課にて詳細な対応を行うものとする。
- 前項の規定にかかわらず、住民の異変に対して明らかに緊急に対処する必要があると認められる場合は、直ちに警察署又は消防署にその状況を通報するよう努めるものとする。

(民間事業者等の役割)

第4条 民間事業者等は、通常の業務を通じて異変を察知した場合には、自らの業務に支障のない範囲で、必要に応じて飯田市の対応窓口へその状況を連絡するよう努めるものとする。ただし、窓ガラス越しに倒れている人の姿が確認できる場合など、緊急に対処する必要があると認められるときは、直ちに警察署又は消防署にその状況を通報するよう努めるものとする。なお、想定される異変察知の例は以下のとおり。

- (1) 玄関や郵便受けに新聞や郵便物が数日間溜まっている。
- (2) 数日にわたって庭先に洗濯物が干したままである。
- (3) 幾晩も続けて屋内の電灯が点灯しない。
- (4) 日中、電灯が点灯したままである。
- (5) その他日常と明らかに様子が違う状況が見受けられる。

(市役所担当窓口の役割)

第5条 市役所の担当窓口は、住民の異変に関する連絡を受けた場合、必要に応じて当該地域の民生委員・児童委員及び警察署又は消防署と連携・協力して、速やかに安否を確認するものとする。
2 担当窓口は、前項の安否確認後、必要に応じて民生委員・児童委員と連携・協力のうえ、以後の見守りや各種サービスの利用等に向けた相談支援を行うものとする。

(民生委員・児童委員の役割)

第6条 民生委員・児童委員は、日常の相談・援助の中で異変を察知した場合には、必要に応じて市の担当窓口に連絡し、地域包括支援センターと情報共有を行うものとする。ただし、当該異変に対して緊急に対処する必要があると認められるときは、警察署又は消防署に通報するものとする。
2 民生委員・児童委員は、市から求められた場合には、前条第1項の安否確認及び同条第2項の相談支援について、協力するよう努めるものとする。

(まちづくり委員会の役割)

第7条 まちづくり委員会は飯田市社会福祉協議会の支援のもと、要支援者を住民支え合いマップに反映させるものとする。
2 まちづくり委員会は日常の見守り活動を行いつつ、民生児童委員の相談・援助と連携するものとする。

(飯田市の役割)

第8条 飯田市は、広域的に活動する民間事業者等に対し、第4条に規定する活動に対する協力を求め、本活動に関する協定を締結するものとする。
2 飯田市は、本活動の趣旨を各地区に広く周知するとともに、地区の本活動の円滑な実施を確保するため、地区に対する情報提供その他の必要な支援を行うものとする。
3 飯田市は、飯田市民生児童委員協議会と相互の連携を強化し、本活動の円滑な実施に必要な体制を整備するため、本活動に関する協定を締結するものとする。
4 飯田市は、民間事業者等と相互に連携し、本活動の円滑な実施を確保するため、民間事業者等に対する情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

(個人情報の保護)

第9条 本活動のすべての実施主体は、本活動の実施に当たり個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、飯田市が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年1月11日から施行する。

【関連資料】

1 関係法令

○児童虐待の防止等に関する法律（抜粋）

（平成十二年五月二十四日）

（法律第八十二号）

（児童虐待に係る通告）

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

3 『いいだ未来デザイン 2028』における位置づけ

(1) いいだ未来デザイン 2028 とは

「いいだ未来デザイン 2028」は、平成 29（2017）年度から平成 40（2028）年度までの 12 年を計画期間とする飯田市の新しい総合計画です。

総合計画とは、一般的に、長期にわたって総合的かつ計画的に行政運営を進めるため、市の政策を網羅的に位置づけて実施するものです。

しかし、人口減少問題などにより社会経済情勢が大きく変化する時代を迎え、先々の変化を予測しつくした長期的な計画をつくるのが難しくなっています。

そこで、「いいだ未来デザイン 2028」は、みんなが共有できる地域のビジョンを掲げ、その実現に向けて多様な主体がそれぞれの立場で「飯田の未来づくり」にチャレンジするための「指針」として策定したものです。また、計画期間内に、戦略的かつ重点的な取組を積み重ね、着実に地域のビジョンを実現していく体系へと構成を改めています。

(2) 基本的方向（4年間）

基本的方向は、「目指すまちの姿」の実現に向けて、平成 29 年度（2017 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 4 年間で重点的に取り組むテーマとして、次のとおり基本目標を掲げます。また、以下の基本目標に基づいて、「戦略計画」を立案し、毎年見直ししながら事業を展開します。

1 若者が帰ってこられる産業をつくる
2 飯田市への人の流れをつくる
3 地育力が支える学び合いで、生きる力をもち、心豊かな人材を育む
4 自然と歴史を守りいかに伝え、新たな文化をつくりだす
5 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
6 「市民総健康」と「生涯現役」をめざす
7 共に支え合い、自ら行動する地域福祉を充実させる
8 新時代に向けたこれからの地域経営の仕組みをつくる
9 個性を尊重し、多様な価値観を認め合いながら、交流する
10 豊かな自然と調和し、低炭素な暮らしをおくる
11 災害に備え、社会基盤を強化し、防災意識を高める
12 リニア時代を支える都市基盤を整備する

(3) 基本目標 7 共に支え合い、自ら行動する地域福祉を充実させる

＜戦略（考え方）＞

- 地域福祉活動の実践者である住民や地域活動組織が、多様な主体との協働で培ってきた活動実績（資産）をベースに、様々な制度や社会福祉事業者、民間事業者などと一緒になって「共助」を実践できるよう支援します。
- 地域活動組織などの育成にあたっては、「身近な成功事例の積み重ね」が共有できる視点を大切にしていきます。
- 住み慣れた地域での生活が続けられるよう、地域福祉活動と地域包括ケアシステムとの連携を進めます。

4 『飯田市地域福祉計画』における位置づけ

(1) 地域福祉計画とは

地域福祉計画は社会福祉法の規定に基づく計画であり、各地方自治体が主体的に取り組むこととなっています。

地域の支え合いや住民相互の助け合いによる福祉のまちづくりを推進することが、超高齢社会の到来において大きな柱となることから、飯田市版の地域福祉計画は、飯田市が策定する理念と仕組みを掲げた「地域福祉計画」と、活動・行動を具体化するために飯田市社会福祉協議会や福祉関係者等と一緒に策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、両計画を車の両輪として連携しながら、各地区や住民の具体的な実践活動に繋げていきます。

いいだ未来デザイン 2028 を上位計画とし、地域福祉の推進に関する事項を具体化する個別計画として、「共助」をキーワードにした福祉関連計画を包含する計画として、期間は平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間とします。

(2) 重点事業

地域福祉に関わる課題を把握する中で、集中的に取り組むべきものを 8 つの重点事業に掲げて実施していきます。

1 見守り支え合いの仕組みづくり
2 地域における交通手段の確保
3 生活困窮者の把握と支援
4 障がい者の共生の環境づくり
5 認知症の理解と支援
6 地域福祉に係る人材育成
7 市民総健康の推進
8 みんなで支える結婚から子育て・子育て支援

(3) 重点事業 1 見守り支え合いの仕組みづくり（関連部分の抜粋）

- ・ 取り組み目標
社会全体で支え合う仕組みづくりを構築します。
- ・ 取組内容
地域、民間事業者と行政との協働により、見守り協定を締結します。
- ・ 期待される効果
住民同士や多様な主体による支え合い活動により、日常生活課題が解決されます。

飯田市役所連絡先詳細

部署	所在地	電話番号
飯田市役所福祉課地域福祉係	〒395-8501 飯田市大久保町 2534	0265-22-6360 (直通)
座光寺自治振興センター	〒395-0001 飯田市座光寺 2535	0265-22-1401
松尾自治振興センター	〒395-0825 飯田市松尾城 4012-1	0265-22-0091
下久堅自治振興センター	〒399-2603 飯田市下久堅知久平 1082-1	0265-29-8001
上久堅自治振興センター	〒399-2611 飯田市上久堅 3769	0265-29-7001
千代自治振興センター	〒399-2222 飯田市千代 932-5	0265-59-2003
龍江自治振興センター	〒399-2221 飯田市龍江 4517	0265-27-3004
竜丘自治振興センター	〒399-2565 飯田市桐林 505	0265-26-9303
川路自治振興センター	〒399-2431 飯田市川路 2363	0265-27-2001
三穂自治振興センター	〒399-2434 飯田市伊豆木 5451-2	0265-27-2032
山本自治振興センター	〒395-0244 飯田市山本 3378	0265-25-2001
伊賀良自治振興センター	〒395-0157 飯田市大瀬木 570-1	0265-25-7311
鼎自治振興センター	〒395-0806 飯田市鼎上山 1890-1	0265-22-7100
上郷自治振興センター	〒395-0002 飯田市上郷別府 2428-1	0265-22-2540
上村自治振興センター	〒399-1403 飯田市上村 754-2	0260-36-2211
南信濃自治振興センター	〒399-1311 飯田市南信濃和田 2596-3	0260-34-5111